

ダイワの相続時受取人指定サービス取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
第4条（本サービスの利用） 1. (略) 2. (略) (1)～(6) (略) (新設) 3. 申込者が、当社の「ダイワのファミリーサポートサービス取扱規定」に規定する<u>ファミリーサポートサービスにおける口座名義人である場合、本投資一任契約のうち、本サービスの対象財産にかかる部分の変更、又は本投資一任契約の解約は、同規定第18条の利益相反取引に該当するため、申込者から当社所定の書面によってのみ受付けるものとします。なお、当社は押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお申出いただいた事項に応じたことにより生じた損害については、その責を負わないものとします。</u> (新設) 附則 この取扱規定は、2023年12月18日より適用されます。	第4条（本サービスの利用） 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) (1)～(6) (現行どおり) <u>(7) 申込者が当社の「予約型代理人に関するお取扱規定」に規定する予約型代理人を選任している場合は、予約型代理人の代理権が発効していないこと。</u> 3. 申込者が、<u>当社の「代理人選任（登録・変更・廃止）届に関するお取扱規定」に規定する代理人を選任している場合又は当社の「ダイワのファミリーサポートサービス取扱規定」に規定する口座管理人を指定している場合、本投資一任契約のうち本サービスの対象財産にかかる部分の変更又は本投資一任契約の解約は、代理人又は口座管理人の権限に関わらず、申込者から当社所定の書面によってのみ受付けるものとします。なお、当社は押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお申出いただいた事項に応じたことにより生じた損害については、その責を負わないものとします。</u> <u>4. 申込者について、当社の「予約型代理人に関するお取扱規定」に規定する予約型代理人の代理権が発効している場合は、本投資一任契約のうち本サービスの対象財産にかかる部分の変更又は本投資一任契約の解約は受付けないものとします。</u> 附則 この取扱規定は、2025年1月27日より適用されます。

以 上